

合同会社 童 介護職員初任者研修学則

(目的)

第1条 本研修は、介護業務に必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方の過程を身につけ、増加する高齢者の多様なニーズに対応した介護サービスを提供できる人材の養成を目的とする。

(事業者の名称・所在地)

第2条 本研修は次の事業者が実施する。
合同会社 童
宮崎県宮崎市清武町今泉甲 3785 番地 1

(研修の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。
介護職員初任者研修

(指定番号)

第4条 宮崎県指定第 45056号

(事業所の概要)

第5条 当事業所の事業概要は次のとおりである。
通所介護、介護予防通所介護、訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護支援事業所、住宅型有料老人ホーム、介護職員初任者研修

(研修カリキュラム)

第6条 本研修を修了するために履修しなければならない科目及び時間数は別表 I のとおりとする。

(講義・演習室)

第7条 本研修を実施するために使用する講義および演習室は、次のとおりとする。

I

- (1) 名称：合同会社 童 デイサービスわらわ デイルーム
- (2) 所在地：宮崎県宮崎市清武町今泉甲 3785 番地

II

(1) 名称：株式会社ファミリー デイサービスセンターファミリー デイルーム

(2) 所在地：宮崎県日南市南郷町中村甲 2344 番地

(講義を通信の方法によって行う地域)

第 8 条 講義演習に通学できる範囲とする。

(講師プロフィール)

第 9 条 本研修を担当する講師は、別表 II のとおりとする。

(使用テキスト)

第 10 条 本研修で使用するテキストは、次のとおりとする。

日本医療企画 介護職員初任者研修テキスト

(受講要件)

第 11 条 受講者は、介護事業に従事しようとする者もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとするもので、全カリキュラムを指定の日時に受講できる者、かつ研修終了の意志をもつ者とする。

(募集方法)

第 12 条 募集はチラシ等により告知し、希望者には受講申込書を送付するものとする。

(定員)

第 13 条 本研修の定員は、20 名とする。

(受講手続)

第 14 条 受講申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業者指定の受講申込書に必要事項を記載のうえ、定められた期日までに申し込むこと。ただし、受講者数が募集定員に達した時点で申込み受付は終了する
- (2) 受講申込者には健康保険証・運転免許証・パスポート・年金手帳等のいずれかで本人確認を行い、その写しを保存するものとする。
- (3) 事業者は書類審査のうえ受講者の決定を行い、受講者あてに受講決定通知書を送付する。
- (4) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (5) テキストは開講日当日に配布する。

(受講料等費用及びその支払い方法)

第 15 条 本研修にかかる費用は次のとおりとする。

- (1) 受講料 65,000 円 (税込・テキスト代含む)
- (2) 支払方法
 - ①一括支払い (現金)
 - ②分割支払い (現金・口座引き落とし)

(解約条件および返還方法)

第 16 条 受講の解約および受講料の返還については、次のとおりとする。

- (1) 開講日前日までに解約の申し出があった場合は、受講料の全額を返還する。
- (2) 開講日以降に受講者の都合により受講を解約する場合、受講料の返還は行わない。また、受講者の都合により科目の一部または全部を終了できなかった場合も、同様に受講料の返還は行わない。
- (3) 事業者の都合により研修を中止した場合は、受講料の全額を返金する。
- (4) 受講料の返還の方法は口座振込で行い、振込手数料は受講者の負担とする。

(研修修了の認定方法)

第 17 条 修了の認定は、次のとおりに行う。

- (1) 通信科目の成績評価は、テキストの添削レポートの結果が 100 点満点中 80 点以上であることとする。80 点未満の者は合格点に達するまでレポートの再提出を行うものとする。
- (2) 修了評価は、第 6 条に定めるカリキュラムをすべて履修し、すべての添削レポートを提出した者を対象に実施する。
- (3) 修了試験において、100 点満点中 60 点以上の正解があった者を修了者と認定し、修了証明書を授与する。正解が 60 点に満たなかった者には、合格するまで再試験を実施する。

(添削指導及び面接指導の方法)

第 18 条 添削指導及び面接指導の方法は次のとおりとする。

- (1) 添削レポートは 5 回に分けて提出するものとし、採点後に適時返却するものとする。
- (2) 添削レポートは随時、担当講師が添削指導を行い、質問内容については電話・FAX・メール等により随時対応するものとする。
- (3) 面接指導は講義講座にて行うものとする。

(研修欠席者等に対する補講)

第 19 条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められた者について

は、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなすが、補講にかかる費用は受講者の全額負担とする。補講代は1時間1,500円とする。

(受講中の事故等への対応)

第20条 本研修における講義・演習中は、安全の確保に努めるが、受講中に事故が発生した場合は速やかに最寄りの医療機関での治療を行うとともに、個人票記載の緊急連絡先に連絡するものとする。なお、事業者の責に帰する事故等については、事業者の加入する賠償保険の範囲内において対応する。

(受講の取消し)

第21条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱す者。
- (3) その他受講者の本分に著しく反すると認められる者。

(修了証明書の交付)

第22条 第17条により終了を認定された者には、当事業所において宮崎県介護員養成研修実施要綱第16条3に規定する修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理の方法)

第23条 修了者管理については次の方法により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永年保存するとともに、宮崎県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、再発行手数料として、2,000円を修了者に対して負担を求める。

(個人情報の取扱い)

第24条 運営上知り得た受講生等の個人情報は、当事業所の個人情報保護方針に基づき、研修に関する連絡事項や運営等の必要最低下限の範囲で適切に取扱い、個人情報の厳正な管理を行う。

(情報の開示を行うホームページ URL)

第25条 当事業所の情報の開示を行うホームページの URL は次のとおりとする。

<http://www.warawa-kiyotake.com>

(研修責任者)

第 26 条 研修責任者は次のとおりとする。

- (1) 役職・氏名：代表社員 崎村 一童
- (2) 連絡先：0985-89-2291

(研修担当者)

第 27 条 研修担当者は次のとおりとする。

- (1) 役職・氏名：事務・太田原 梢
- (2) 連絡先：0987-55-5020

(法人および事業所の苦情対応者)

第 28 条 法人および事業所の苦情対応者は次のとおりとする。

- (1) 役職・氏名：代表社員 崎村 一童
- (2) 連絡先：0985-89-2291

(その他研修に関する必要事項)

第 29 条 研修受講生が疾病その他やむを得ない事由により休学・復学・退学する場合は、その事由を記し、当事業所長の許可を受けなければならない。また、その場合は当事業所指定の許可申請書を提出するものとする。

(施行細則)

第 30 条 この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、事業者がこれを定める。

附 則

この学則は平成 30 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この学則は平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

別表 I

科目	時間数	実施方法
1 介護の職務の理解 ① 「介護」とは？ ② 介護サービスの仕事とは ③ 介護の資格とキャリアシステム	6 時間	対面
2 介護における尊厳の保持・自立支援 ① 人権と尊厳を支える介護 ② 自立に向けた介護	1.5 時間	対面
	7.5 時間	通信
3 介護の基本 ① 介護職の役割、専門性と多職種との連携 ② 介護従事者の倫理 ③ 介護職における安全の確保とリスクマネジメント ④ 介護職員の安全衛生	3 時間	対面
	3 時間	通信
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ① 介護保険制度 ② 介護と医療との連携 ③ 障害者総合支援法と障害者自立支援制度 ④ 個人の権利を守るその他の制度	1.5 時間	対面
	7.5 時間	通信
5 介護におけるコミュニケーション技術 ① 介護におけるコミュニケーション ② 介護におけるチームのコミュニケーション	3 時間	対面
	3 時間	通信
6 老化の理解 ① 老化に伴うこころとからだの変化と日常 ② 高齢者と健康	3 時間	対面
	3 時間	通信
7 認知症の理解 ① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 家族への支援	3 時間	対面
	3 時間	通信
8 障害の理解 ① 障害の基礎的理解	2 時間	対面

② 障害の医学的側面の基礎的知識 ③ 家族の心理の理解	1 時間	通信
9 心とからだの基礎的理解 ① 介護の基本的な考え方 ② 介護に関する心とからだのしくみの基礎的理解 ③ 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	11 時間	対面
10 生活支援と住環境設備 ① 生活と家事 ② 快適な住環境に関する基礎知識	7 時間 1 時間	対面 通信
11 心とからだのしくみと自立に向けた介護 ① 整容に関する心とからだのしくみと自立に向けた介護 ② 移動に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 ③ 食事に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 ④ 入浴、清潔保持に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 ⑤ 排泄に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 ⑥ 睡眠に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護	31 時間 11 時間	対面 通信
12 ターミナルケア ① 死にゆく人の心とからだのしくみと終末期介護	4 時間	対面
13 生活支援技術演習 ① 専門性を活かした介護過程の展開 ② 総合生活支援技術演習（事例による展開）	10 時間	対面
14 振り返り ① 振り返り ② 就業への備えと研修終了後における継続的な研修	4 時間	対面
15 修了評価（筆記試験）	1 時間程度	対面

別表Ⅱ

講師プロフィール

講師氏名	略 歴 ・ 資 格	
崎村 一童	略歴	医療法人慶和会 介護老人保健施設 みどりの丘（介護職員）
		介護付有料老人ホーム ロイヤルガーデン日南（介護職員）
		株式会社 ファミリー【デｲザｰビｽ・ヘルﾊﾟｰｽﾃｰｼﾞｵﾝ・住宅型有料老人ホーム】（施設長）
		合同会社 童【デｲザｰビｽ・ヘルﾊﾟｰｽﾃｰｼﾞｵﾝ・住宅型有料老人ホーム】（施設長）
	現職	株式会社 ファミリー【デｲザｰビｽ・ヘルﾊﾟｰｽﾃｰｼﾞｵﾝ・住宅型有料老人ホーム】（施設長）
		合同会社 童【デｲザｰビｽ・ヘルﾊﾟｰｽﾃｰｼﾞｵﾝ・住宅型有料老人ホーム】（施設長）
	資格	介護福祉士、実務者研修教員講習会、認知症ケア専門士 介護福祉士実習指導者講習会、認知症介護実践者研修、 パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング